

道路愛護 活動団体 大募集!



人と暮らしをつなぐ道路をみんなで守りましょう!

自治会

青年会

町内会

NPO

PTA

草刈隊

手続き簡単

➤ 路線を決めて団体登録! 簡単な実績報告!

活動の原資

➤ 2,500mの道路除草で10万円に!

【報奨金】 除草延長200円/10m ※年2回(上限)実施の場合

地域の維持

➤ 地域の安全確保と景観保全を地域のしごとに

小さな稼ぎ、大きな社会貢献

※詳しくは、建設課または各振興局産業建設グループまで

お問い合わせ

真庭市役所 建設部建設課 (市役所本庁舎 2F)

〒719-3292 真庭市久世2927番地 2

☎(0867)42-5033 FAX(0867)42-1988 Email:kensetsu@city.maniwa.lg.jp

【道路愛護活動の概要】

■ 目的

- 地域や市民団体との協働によって、道路の安全と地域的美観を維持する
- 「道路愛護活動」をきっかけに道路など共有財産に対する愛着心を醸成する
- 地域に役立つ「つとめ」を「しごと」として小さな稼ぎを創出する

■ 団体要件

- 地域住民(地縁者含む)で組織する団体
(自治会、NPO等) ※営利団体を除く。
- 団体口座が持てる団体

■ 対象路線

- 市道 (原則として、幅員2m以上の道路)

※地域内での確認をお願いします。

宅地や農地の周辺等、すでに持ち主や耕作者が除草されている箇所は、地域の中で話し合いなどを行い、関係するみんなの理解の上で取り組みましょう。

【取組延長の例】

除草のある道路延長
L=750m
※報奨金の算定基礎

道路愛護延長
L=1,000m

■ 取組の条件

- 道路愛護活動の延長 連続した100m以上 かつ
- 除草のある道路延長 100m以上

【取組の流れ】

■ 報奨金

- 除草のある道路延長 200円/10m
※年度2回を上限

■ 活動内容

- 除草 必須(道路愛護延長内は全箇所実施)
※道路の路肩から概ね1mの幅
- 路面・側溝の簡易清掃
- 異常箇所(穴ぼこ、路肩、側溝等の構造物)の通報

■ 活動保険

- 登録団体は、市が傷害保険・賠償責任保険に加入 (4月1日~3月31日)

